

令和7年5月13日

職員の懲戒処分の公表について

摂津市職員懲戒処分の指針に基づき、下記のとおり公表いたします。

処分年月日	令和7年5月12日
被処分者	保健福祉部 職員（20歳代）
処分内容	戒告
事案の概要	<p>通勤届では通勤方法を公共交通機関としていたにも関わらず、令和5年6月に変更の届出を行うことなく、同区間を自転車で通勤し、また同年8月に転居をした際の通勤届では、同区間の通勤方法の変更を記入することなく、徒歩及び自転車で通勤し、令和5年6月から令和7年3月までの22か月分の通勤手当194,630円を不正受給していたものである。</p> <p>摂津市職員の通勤手当に関する規則第3条を無視し、虚偽の届出で不正に通勤手当を受給したことは、摂津市職員懲戒処分の指針の第2 2 (8) 諸給与の違法支払・不適正受給に該当する。</p> <p>なお、職員はすでに全額返還をしている。</p>

処分年月日	令和7年5月12日
被処分者	保健福祉部 会計年度任用職員（70歳代）
処分内容	戒告
事案の概要	<p>通勤届では通勤方法を公共交通機関としていたにも関わらず、令和6年7月に変更の届出を行うことなく、同区間を家族による送迎で通勤し、令和6年7月から令和7年2月までの8か月分の通勤に係る費用弁償87,300円を不正受給していたものである。</p> <p>摂津市会計年度任用職員の勤務条件等に関する条例施行規則第22条を無視し、虚偽の届出で不正に通勤に係る費用弁償を受給したことは、摂津市職員懲戒処分の指針の第2 2 (8) 諸給与の違法支払・不適正受給に該当する。</p> <p>なお、職員はすでに全額返還をしている。</p>

処分年月日	令和7年5月12日
被処分者	生活環境部 会計年度任用職員（60歳代）
処分内容	戒告
事案の概要	<p>令和4年4月に公共交通機関の特別割引の適用を受けていたにも関わらず、通勤届では特別割引適用後の額の届出を行うことなく、また令和6年4月に通勤方法の変更の届出を行うことなく、復路の同区間を異なる公共交通機関で通勤し、令和4年4月から令和7年1月までの34か月分の通勤に係る費用弁償127,210円を不正受給していたものである。</p> <p>摂津市会計年度任用職員の勤務条件等に関する条例施行規則第22条を無視し、虚偽の届出で不正に通勤に係る費用弁償を受給したことは、摂津市職員懲戒処分の指針の第2 2 (8) 諸給与の違法支払・不適正受給に該当する。</p> <p>なお、職員はすでに全額返還をしている。</p>

処分年月日	令和7年5月12日
被処分者	保健福祉部 会計年度任用職員（60歳代）
処分内容	戒告
事案の概要	<p>令和2年7月に変更の届出を行うことなく、異なる通勤経路で通勤し、また令和4年9月に変更の届出を行うことなく、異なる通勤経路で通勤し、令和2年8月から令和7年2月までの5か月分の通勤に係る費用弁償719,850円を不正受給していたものである。</p> <p>摂津市会計年度任用職員の勤務条件等に関する条例施行規則第22条を無視し、虚偽の届出で不正に通勤に係る費用弁償を受給したことは、摂津市職員懲戒処分の指針の第2 2 (8) 諸給与の違法支払・不適正受給に該当する。</p> <p>なお、職員はすでに全額返還をしている。</p>

処分年月日	令和7年5月12日
被処分者	教育委員会事務局教育総務部 会計年度任用職員（60歳代）
処分内容	戒告
事案の概要	<p>通勤届では通勤方法を公共交通機関としていたにも関わらず、令和6年11月に変更の届出を行うことなく、同区間の復路を家族による送迎で通勤し、令和6年12月から令和7年1月までの2か月分の通勤に係る費用弁償8,240円を不正受給していたものである。</p> <p>摂津市会計年度任用職員の勤務条件等に関する条例施行規則第22条を無視し、虚偽の届出で不正に通勤に係る費用弁償を受給したことは、摂津市職員懲戒処分の指針の第2 2 (8) 諸給与の違法支払・不適正受給に該当する。</p> <p>なお、職員はすでに全額返還をしている。</p>

※個人が識別されない内容のものとすることを基本としています。